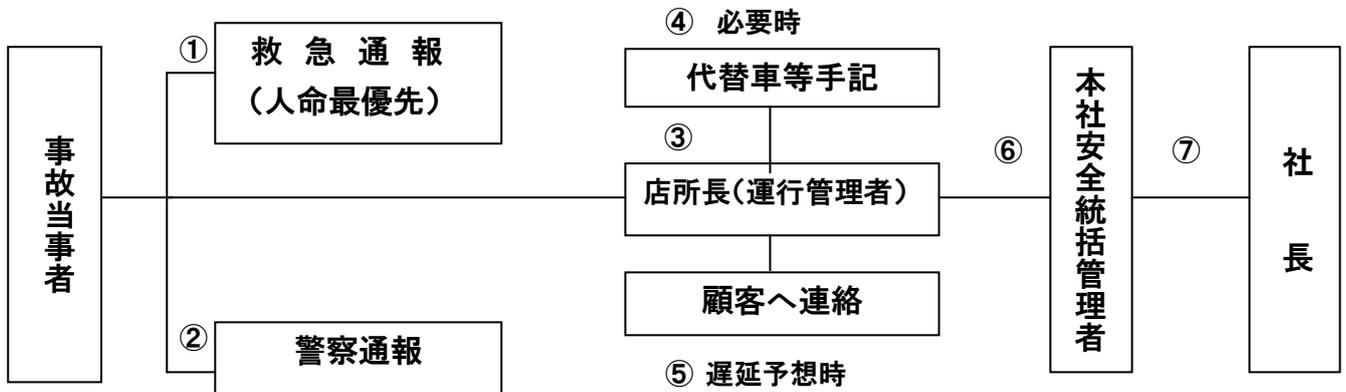


事故・災害時連絡報告手順



【事故当事者は】

- ① 人命救助(救急通報)を最優先する。
- ② 警察に通報する。
- ③ 輸送安全管理者(所属店所長)または運行管理者に報告し、指示を受ける。

【輸送安全管理者および運行管理者は】

- ④ ⑤必要な手配を行い、当事者に指示をする。
- ⑥ 本社安全統括管理者に報告する。

【安全統括管理者は】

- ⑦ 社長に報告する。